

NPO法人建築Gメンの会  
〒206-0025  
東京都多摩市永山 4-2-4-108  
発行責任者:理事長大川照夫  
TEL 042-311-4110  
FAX 042-311-4125  
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp  
Homepage URL  
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 全国消費者行政ウォッチ  
ねつとの紹介と加入の報告  
1
- 会員レポート…「国・行政に  
望みたいこと【真の改革】」  
2
- 第二回研修会報告……………  
4
- 槻田昌明理事追悼文……………  
6
- 事務局からのお知らせ……………  
8

### 全国消費者行政 ウォッチねつとの紹介と加入の報告

文責 理事長 大川 照夫

本年五月に成立した消費者庁関  
連三法に基づき、消費者庁・消費者  
委員会が九月一日に正式に設立さ  
れました。

さまざまな消費者問題を解決す  
る機関としてその存在に多いなる  
期待が寄せられていると聞きます。  
一方、せっかくできたこの機関を、  
真に消費者のためのものとするた  
めに、消費者による行政に対する不  
断の監視が不可欠であるとして、多  
くの消費者団体等の参加のもと「全  
国消費者行政ウォッチねつと」(略  
称「ウォッチねつと」)が、先の九月  
三〇日に結成されました。

当会としても、当「ウォッチ  
ねつと」の結成の情報を得て、消費  
者問題の一つである、欠陥住宅や悪  
質リフォームにかかわる立場から、  
この「ウォッチねつと」に参加する  
意義があるのとらえ、理事会、常任  
理事会の審議を経て、参加すること

と致しました。

以下に、「全国消費者行政ウォッ  
チねつと」(略称「ウォッチねつと」)  
の会議規約の中から、第三条(目的)  
と、第四条(活動内容)を抜粋して  
紹介致します。

#### 第三条(目的)

本会は、消費者の生活の安全・  
安心を実現するため、消費者庁を  
はじめとする消費者行政全般が  
消費者目線で活動するよう消費  
者の立場に立った監視を行うと  
ともに、消費者の権利を守るため  
の提言活動や法制度整備の促進  
その他の活動を行うことを目的  
とする。

#### 第四条(活動内容)

本会は、前条の目的を実現する  
ため、下記の活動を行う。

#### 会の活動にご協力ください!

●会員の種類	●年会費
正会員	----- 24,000円
消費者正会員	----- 12,000円
一般会員	----- 6,000円
団体一般会員	----- 48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。  
事務局までご連絡ください。



- ① 消費者庁をはじめとする消  
費者行政全般に関する意見  
の表明
- ② 消費者委員会に対する意見  
提言その他のサポート活動
- ③ 国会議員等へのロビイング  
活動
- ④ マスコミ対策
- ⑤ シンポジウム・集会の開催
- ⑥ 地方消費者行政の充実のた  
めの活動
- ⑦ 全国各地の消費者団体との  
情報交換、交流
- ⑧ 消費者問題・消費者行政に  
関する調査研究
- ⑨ その他前条の目的達成のた  
めに必要な一切の活動

会員レポート

国、行政に望みたいこと

【真の改革】

文責・正会員 山川 義光

一、業法改正の取り組み

政権が変わって本当に弱い立場の消費者を守る時代が来るのでしょうか。

かつての政権は事なかれ主義で、問題が発生すると我が身の安全のために、早急に業法を改正し、新しい法規を取り入れて、結果は現場と消費者からの不評となっています。私達に関連する最近の法規改正を振り返ってみますと、五、六年前に「無料耐震診断」が問題化して、これと並行したかのように「悪徳リフォーム会社」が社会問題として表面化した詐欺的手法も、業者が「無料点検」に来ましたといって家に入り込み、悪くもない箇所を悪いといって脅す商法で仕事に結びつけていました。

急遽【特定商取引法】の一部が改

正されました。その中に「住宅リフォーム訪問販売業者の違法行為の防止」というのがあります。その内容は、訪問業者は消費者に「無料診断で伺いましたが、これは営業に結び付くものです」と初めに説明しなければならぬという法規が取り入れられました。しかし、良く考えてみると、騙そうとしている業者が最初からこんな話法を用いるとは考えられません。これは現場を知らない方が作るとこんなにも幼稚で曖昧な法規となってしまう。

これまでも玉虫模様の法規が作られていたように思います。

有識者の委員会を設けても身内を集めたのでは「真の改革」的な法規は作れません。もっと明確に、玉虫模様の表現は止めて「訪問販売による無料診断の禁止」や「本人が依頼しなければ勧誘も電話セールスも出来ない不招請勧誘の禁止」などを検討すべきと思っています。

そして四年前の耐震構造計算偽装事件によって、建築基準法の一部改正が行われましたが、結果は建築業界が混乱し、確認申請手続きが大幅に遅れて、その間工事に入れない

弱小工務店が大変な苦しみを受けてきました。そのしわ寄せは消費者に廻っていきます。末端の現場を考慮せずに法規を作った結果だと思えます。

新政権は今までの「悪法」を再改正するといっていますが、今後の法案改正時の委員会には末端の現場に詳しい業界団体の参加があることを願っています。

二、インスペクター制度の導入

二一世紀の住宅建築業界を語る

とき、最終的に必要性を感じるのは「第三者機関としてのホームインスペクター制度」の導入です。

いま、曲がりなりにも消費者から相談を受け、どこかのハウスメーカーにも所属しない「第三者」の団体と個人が活動をしています。高い知識と経験がないと出来ない仕事の割には実費程度の収入なので活動が鈍り、細かい点検の無い診断にな

っているのを心配しています。そんな状況の中でも、当会の会報「楔」で自己紹介をしていた会員の

方の「私は弱い立場の消費者を守ることに生きがいを感じている」という文面を読んで感動しました。当会はその志を同じとした人達の集まりで結成されたと思っ

ています。私は約一〇年前から継続している「消費者の為の教室」を月二回のペースで港区勤労福祉会館で開催して、講座の中に、誠実な団体や業者は必ずいるので諦めないでほしいと話しています。消費者の方々は以前より賢くなってきましたが、今でも「一般の消費物」を買う感覚で安さを求めています。

未完成の家を契約する場合、未だ完成してない物であることから、契約までには業者の誠実度と職人の「心と技」を再確認しなさい、安さではなく、どんな材料でどれだけ量をを使用して施工するのか、適正価格と適正な施工の知識、また職人は熟練工であって手抜きが出来ない誠実な性格であるかを知るポイントなどを教えています。

時折、「中古住宅を買うので診断してほしい、目視でよいから」という消費者からの電話が入ります。

「目視でも三時間位はかかるので三万円プラス交通費が必要になります」というと「他の方は無料でよいか、一万円位という方もいる」といので「その方はリフォーム業者の方で仕事ほしさで診断をするといっているのではないのですか、またその方がどれだけの知識と経験と提案力があるのですか、私達は物売りではないのですよ、数千円という物件の調査診断をするのですから責任があるのです。悪い箇所があればどのように改修すると耐久力が再生されますという提案をしたり、リフォーム費用が掛かり過ぎて新築に近い予算になるようなときは中止の提案もします」と説明をすると再度電話が掛かってきて依頼されるケースが多いのです。丁寧に詳しい説明をすると消費者の方も納得されます。当会の趣旨を消費者の目線で語るPRを勧めていきたいと思っています。

さて、本論のインスペクター制度の導入ですが、消費者の心には、かつて某団体が公的団体のようなチラシを配布して、この地域で一〇〇件限定の無料診断という手法で訪問して、仕事に結びつけた例があります。訪問した業者の中にはその地域で内装工事の仕事を専門としていたリフォーム業者であって、建物の構造など判らない人であったという不信感がいまだに有るのです。最近では建築に詳しい消費者の方が増えてきましたので、診断士は建築に関して広い知識が必要です。これは私論ですが、法曹界には弁護士、経済界には税理士という資格があつて、建築界には建築士がおります。将来国家資格としてのインスペクターには一級建築士が望ましいと思っております。

しかし、大手企業などで自社の図面製作を専門としていて、現場を知らない建築士の方もおられますので受験資格の条件には経験年数や得意分野とする建物など本人の技能を審査する必要があると思えます。ホームインスペクターが誕生すれば、経済界に及ぼす影響、環境問題、法の遵守、行政の迅速性などその影響は大きいと思います。公平な立場で、業者に片寄らず、業者に違法があれば工事の中止命令、営業停止、登録抹消など行政と共に活動して業界の推進力となることを願っております。

### 三、耐震診断と耐震補強のあり方

建築基準法に従った全うな建物であれば、その必要がないという意見を拝聴するときも有りますが、現実問題として今、築二〇年前後の家が約一〇〇〇万戸あります。その大半は劣化と職人による手抜き工事から耐震性能不足になっていきます。所有者は新築にするか、大規模リフォームにするかの判断の時に、また消費者が中古住宅を取得する時に診断をして欲しいという依頼が増えてきているのが現状です。

私は一〇年前から「住宅総合診断」を始めました。当時は築二〇年前後の家が多かったので人間ドック的な診断として始めたものです。総合診断ですから、敷地の地盤と塀と門柱、門扉と周辺の道路の状態から軟弱地か、埋立地かの判断から入ります。外観は、基礎・外壁・屋根・雨樋の状態。内観は、玄関土間・廊下・階段・各部屋ごとの壁・天井・床の状態とレベル出し。小屋裏に入って構造材の状態と通気性そして床下に潜って構造材の状態と湿度など調べます。

当初は精密機械の診断(赤外線カメラ機、シュミットハンマー、鉄筋探査機などを使用)を主にしておりましたが、木造住宅の耐震診断においては目視の判断と変わらないことが判つてからは目視診断を主に行つております。図面を見ながら筋交いの有無を赤外線カメラで撮つても漠然としていて劣化の状態は判りません。

むしろ、床下に潜つて土台と柱と筋交いの下端を確認した方が(根太掛けがあつて良く見えない場所も有ります)正確な診断となります。診断を始めてから驚いたことは、図面と実際の仕上がりの違いがある家の多いことでした。筋交い有り図面なのに、床下から見ても天井裏から見ても無い箇所があったり、胴差しまで届いていなかったり、筋交いの釘打ちは柱に一本、土台に一本というのもあり、これらは建売ブーム時代に造られた家に多く当時

の職人さんの現場掛け持ちから起  
こっていると思います。

故意か過失か判りませんが、この  
時代に建てられた家は、要注意と私  
は思っております。むしろ床下基礎  
換気口からの通風がよいのなら、土  
台の腐朽もない築四〇年以上の家  
の方がしつかりしています。また、  
築年数が二〇年でも、狭い敷地の建  
売住宅は隣家が接近しているため  
三方が隣家に囲まれると、規準通り  
の基礎換気口があっても通風が悪  
い為に床下の湿度が高くなって土  
台の劣化が目立ちます。

現在の耐震診断と補強は、平成十  
六年に(財)日本建築防災協会より  
発刊された「木造住宅の耐震診断と  
補強方法」を基本に行われています。  
しかし、現在の耐震診断は「上部  
構造評点」で耐震性を評価する方法  
です。それ故、上部構造に含まれな  
い基礎や地盤、擁壁などの問題点が  
正しく反映されません。また、最近  
はソフトを購入すれば誰でも簡単  
に診断できます。

プロならソフトに頼らず現場に  
行って構造調査を行い、劣化したも  
のは直してから補強工事を行うと

いう「構造リフォーム」を重視した  
耐震補強のあり方を国、行政の政策  
指導として頂きたいと願っており  
ます。



### 二〇〇九年度 第二回研修会報告

文責 理事 松下 峻夫

〇九年九月二七日(日)にゲートシテ  
イ大崎ウエストタワー二階の東京  
都労政会館第五会議室で、〇九年度  
第二回研修会が開催されました。

研修内容は第一時限に「木造住宅用  
接合金物について」、第二時限に「木  
造住宅の調査事例と調査のポイント

ト」調査機器類の紹介」について、  
午後一時から午後四時四十五分まで  
行われました。

#### ▼一時限目

#### 『木造住宅用接合金物について』

講師 (株)タナカ(認定金物メーカー)  
東京営業所 内田 良幸

平成十二年六月に告示一四六〇  
号(建築基準法施行令第四七条)が施  
行され木造住宅の継手や仕口の構  
造用金物が明確になりました。

この告示が施行されてから久し  
いが、せっかく金物を使っても  
不適切な使い方をしている為に、金  
物の効果を十分に発揮させていな  
い事例も見受けられます。

講義ではメーカーの(株)タナカの  
認定金物について、使用場所別の金  
物種別と金物強度についてわかり  
やすく説明され、建物の構造上で金  
物の重要性を改めて認識しました。  
講義の内容は次の通りです。

- ① 告示第一四六〇号
- ② 筋交いの端部における仕口の

接合方法  
③ 柱の柱脚及び柱頭の仕口の接  
合方法

④ 柱頭・柱脚の接合金物を選定す  
る三種類の方法

・告示一四六〇号第二号の表1  
と表3から選定する方法

・告示一四六〇号第二号のた  
だし書きによるN値の算定式か  
ら選定する方法

・建築基準法施行令第八二条に  
定める許容応力度計算によっ  
て求める方法

⑤ 金物同等認定、性能認定、品質  
性能試験について

⑥ 告示一四六〇号に該当する便  
利な接合金物



講義をしてくださった内田良幸氏

▼二時限目

『木造住宅の調査事例と調査のポイント』

〈瑕疵の事例と判定基準、論述の方法〉

～調査機器類の紹介～

講師 当会理事長 大川 照夫

講師はまず、建築Gメンとして調査を実施するに当たっては、依頼された趣旨を正確に捉え、調査目的をしっかりと立てて当たらなければならぬ。

正しい調査と実態解明、さらには瑕疵の概念に基づく客観的な診断に当たることが強調された。

講義は、二例の調査事例を基に、欠陥住宅等の調査を依頼された場合、どこをどのように調査するか、調査の手法そして調査報告書の纏め方等について詳しく説明がありました。次に事例報告の概要を抜粋して報告いたします。

事例1

完成引渡し後まもなく発生した

雨漏り、二階床梁のたわみ他

《訴訟・調停物件》

- ・ 構造規模…木造軸組工法二階建て
- ・ 建築面積…94.14㎡
- ・ 延べ面積…179.59㎡(一階/94.14㎡ 二階/85.45㎡)
- ・ 建物完成日…二〇〇二年十一月(八月に一部竣工で一階引渡し)
- ・ 調査日…二〇〇六年五月(下見)、六月(本調査)七月(本調査)

調査項目…

- ① 建物外部、内部、隠蔽部分の目視点検
- ② 雨漏り散水テスト
- ③ 雨漏り被害範囲の確認
- ④ 床レベル、天井レベルの測
- ⑤ 雨漏り等に関するヒアリング

一、雨漏りの瑕疵調査

(1) 雨漏りの経過確認(ヒアリングによる)

二〇〇二年十一月に完成引渡しを受けてから、約九ヶ月後の二〇〇三年八月十四日に一階天井より雨漏り発生しその後部分補修を続けてきたが未だに雨漏りが続いている。

n 雨漏り被害箇所とその状況調査

ヒアリングに基づき、雨漏り発生部分の場所と状況の調査実施

- ・ 一階北寄りトップライト廻り、中央柱型頂部からの雨漏り
- ・ 一階天井北寄り部分への雨漏り(上部)に雨漏り

(3) 雨漏りの原因調査

雨漏りの生じている箇所について、雨天時の漏水調査及び散水テストの実施

- (4) 雨漏りの原因判定及び対策提案
- (5) 調査報告書の纏め



質問に答える大川理事長

二、二階床梁のたわみ瑕疵調査(レベル測定図添付)

(1) 二階床レベルの測定

最大24mmの高低差有り、北東隅から南西方向に向けて下り勾配となっている。

水平距離3.6mでの相対的なたわみは約11mmで平成十二年建設省告示第一六五三号の床の傾斜規準に当てはめると、レベル3の6/1000以上の勾配の傾斜に該当し、「構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が高い」状態である(二階梁のたわみが原因と考えられる)。

(2) 一階、二階天井レベルの測定(レベル測定図添付)

測定範囲内において最大22mmの高低差がある。中央部でたわみ約10mmで告示第一六五三号では、レベル3に該当する。

(3) 軸組構造材の部材断面寸法測定(部材測定寸法図添付)

部材断面寸法が設計図より幅、背いずれも5mmほど下回っていることを確認。

(4) 二階床梁の強度検討(二階床梁強度検討計算書添付)

構造計算による検討を実施して平成十二年建設省告示第一四九号「建築物の使用上の支障が起らないことを確認する必要がある場合及びその確認方法を定める件」に基づき検討してみると、

同告示で許容している地震時のたわみ量Ⅱ梁有効長さの1/250以下を大きく上回り1/207にもなるものがあることが判明した。全体に二階床梁の部材寸法は小さく、たわみの生じやすい架構であるということができ

⑤ 調査報告書の纏め

三、その他建物外部、内部、

隠蔽部分の瑕疵調査

当該建物には、仕様の違いの契約違反行為などの瑕疵が発生していることを調査して報告書に纏めていますが詳細は割愛します。

事例二

地盤陥没が及ぼす建物への影響

- ・ 構造規模…木造軸組工法二階建て
- ・ 建築面積…41.85㎡
- ・ 延べ面積…83.38㎡(一階/41.53㎡ 二階/41.85㎡)

- ・ 建物完成日…平成九年八月
- ・ 調査日…平成二〇年十二月(建物

完成引渡し後十一年経過) 調査項目…

- ① 地盤陥没部分の目視
- ② 外部仕上面の目視点検
- ③ 内部仕上面の目視点検
- ④ 一階床下の目視点検
- ⑤ 一階床のレベル測定
- ⑥ 一階建具縦枠の傾き測定
- ⑦ 外壁下端のレベル測定
- ⑧ 敷地地盤の調査

調査の目的は、完成入居後十一年目になって建物北西隅周辺の地盤が陥没したことについて、陥没の状況の調査、建物の現況の把握、陥没が及ぼす建物への影響の予測及び対策の検討を行うことです。陥没箇所の状況調査と地盤調査書の精査そして建物内外部の変形の有無、その他調査項目に列記した点検及び測定調査を実施し、調査結果の概要及び調査結果分析と検討結果を記して調査報告書を纏めた事例です。注目すべきは、陥没が最近になって起こったことの原因です。推定される原因として、過去にごみの埋め立て跡か栗林の伐根跡があげられています。一瞬えっ!と思うが良く

考えるとなるほど有り得ると思うケースです。調査の詳細内容、報告内容及び添付資料は割愛します。

今回の研修会に都合で参加できなかった方は、事務局に申し出て、【講義収録ビデオ】を求めて自己研修に努めて下さい。



会場の様子

梶田昌明理事追悼文  
文責 理事長 大川 照夫

楔前七七号でもお伝えしましたが、常任理事及び理事を長くお務めいただいた梶田昌明さんが一〇月一日にお亡くなりになりました。享年五十四歳でした。心よりお悔やみ申し上げます。

思い起こせば、二〇〇〇年三月の当会設立総会で、役員選考の際、当会の設立を準備してきた準備会があらかじめ推薦した候補者以外に、当日立候補した方は二名でしたが、そのうちのお一人が梶田さんでした。準備会が推薦した候補者と当日立候補した方全員が最初の役員となりましたが、それ以来、梶田さんは、工務店を自営する立場から、会の活動や運営に関する提言や、建築Gメンとしての活動を積極的に実践してこられました。

決断力と実行力を備えた頼もしい存在でした。ともに会の運営にあたってきたものの一人として、梶田さんのこれまでのご活躍に敬意を表します。

同時に、榎田さんの早すぎるご逝去が悔やまれてなりません。

ここで、『楔(創刊号)』に寄せら

れた榎田さんのメッセージを改めてご紹介し、榎田さんの当建築Gメンの会に寄せる思いを共有したい

と思います。

〜 楔創刊号より転載 〜

「NPO法人認証をおえて、気持ち新たに」

理事 榎田 昌明



わたくしは、東京都江戸川区で工務店を自営しております。若い大工・工務店後継者など一〇名余りで勉強会などを開いて五年を経過し、去年の夏に、新聞記事で建築Gメン創設を知り、設立総会より参加させていただき、会は若いかたに盛りたてを任せて、建築Gメンの内容・建主の相談事・施工の問題点・欠陥の土壌など、住宅の造り手としての心得を報告できればと参加し、理事に立候補いたしました。

勉強のなかで、何故このような事になるのかという事例を見てきました。が、わたくしは施工業者は他人事ではありません。近年の、法令の改正、新しい技術と正しい知識、欠陥住宅問題は、単独

では解決できない問題です。町の大工は、違反はしても欠陥はつくらない、と言ってきたのですが、違反も欠陥の要因になってしまふと考えを改めました。わたくしたちが先代・先々代より引き継いできた住宅は、二〇年・三〇年前の建物であれば、経年劣化は仕方がないとしても、建物本体は定期的に手入れをすれば、心配なく住まい続けていただけます。建て主の疑問・質問には、自信と誠意をもって対応しています。

しかしながら、施工業者の考え方・説明では、その事が正しいのか、その裏づけとなるのは何か、そのような疑問と不安に対して、建築Gメンの使命・役割は、建主と設計者と施工業者の掛け橋と

なって正しい計画・理解・施工・価格を示してあげる事だと思えます。今までは、三者が一体となって素晴らしい住宅作りを目指していましたが、時として責任の区分が不明になることもあり、今後求められる形として、建築Gメンを加えた四者がお互いに信頼関係を保ち、相互責任をはっきりさせて、建主が素人だからということにならないように、参加していただきながら、建築Gメンが係る事で、より一層の安心と安全の素晴らしい住宅造りが、ごく自然の体制となることを期待し、また目指した活動をいたします。

書籍の紹介

「監修」当会理事長 大川照夫

／事務局長 中山良夫

日本一やさしい

建築基準法の学校



ナツメ社 / 定価1628円

(目次)

- 建築基準法のどこがどう改正されたのか
- 建築基準法の基本知識を押えておこう
- 建築における用途・形態に関するルール
- 建築の防火・避難の規定・設備に関するルール
- 建築物の室内環境・安全に関するルール
- 建築物の構造強度に関するルール
- 建築にまつわる手続きに関するルール
- これまでの総復習！自分の実力を知ろう

※お求めはお近くの書店にてお願いします。

事務局からのお知らせ

□業務完了後アンケートから事務局では、調査業務完了後に「依頼いただいた方へアンケートのご協力をお願いしています。ご回答を頂いた中から一部をご紹介します。

建物全体調査を

ご依頼の方からのご回答

細かい所まで見ていただいたこと。売主や建築士に対して毅然とした態度で接していただいたこと。売主や建築主から利害関係がないと感じられ、独立性が感じられたこと。値段も高くなく安くもなく妥当だと思えます。今後も独立性を維持し、素人である我々一般消費者のために頑張ってください。

(東京都在住の方から)

イベントのご案内

□09年度第三回研修会のご案内

▼日時▽09年11月28日(土)

10時30分～16時45分

▼場所▽品川区立総合区民会館(きゅりあん) 五階第四講習室

▼交通▽JR/東急線 大井町駅前

▼講演内容▽

一時限:10時30分～12時00分

「実践建築Gメンの業務」

講師:大川 照夫

(当会理事長、一級建築士)

二時限目:13時00分～14時30分

「マンション大規模修繕(給排水設備)」(マンションの更新計画と長期修繕計画について)

講師:太田 雅之氏

(齋久工業(株)リニューアル開発部技術課主任)

三時限目:14時45分～16時15分

「マンション大規模修繕(建築)」

講師:小林 一治氏

(有)管理技術研究所所長、一級建築士)

▼参加費▽会員四千元・非会員五千元

主催・お問合せ▽

建築Gメンの会 事務局

(TEL)042-311-4110

編集後記

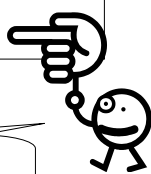
いまだに、中・高校生の就職先が決まらず就職率の低迷が続いています。

日本の企業(経済界)にいつになつたら活気が出て健全な社会情勢となるのか新政権の政策の打つ手に期待するばかりです。六八名の尊い命を奪った、新潟県中越地震(平成一六年一〇月二三日一七時五六分)から早くも五年が経ちました、「災害は忘れた頃にやってくる」常に防災に対する心構えを忘れないようにしましょう。

会報「楔」は、会員と一般消費者そして行政機関との橋渡しになるように毎号工夫を凝らして発行しております。

皆様からの投稿を是非ともお願い申し上げます。(T・M)

✉ jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp  
042-311-4125



お待ちしております

書籍の紹介

当会 顧問 田中峯子(編)

【改訂版】

建築関係紛争の法律相談

青林書院

4620円(税込)



内容

第1章 土地・建物を取引するときの注意

第2章 私道・近隣をめぐる問題

第3章 建築工事請負契約を締結する前の注意第4章 建築工事着工後の問題

第5章 建築の瑕疵に関する問題

第6章 建築紛争における損害賠償

第7章 建築工事をめぐる紛争

※お求めはお近くの書店にてお願いします